

## 第2回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和6年2月2日(金)  
開会 15時00分  
閉会 15時40分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	欠
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	欠
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 3番 岩橋 重幸

14番 梶原 賢治

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 5号	農地法第5条の申請について
議案第 6号	農地法第4条の申請について
議案第 7号	農地法第3条の申請について
議案第 8号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第 9号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

8. 報告事項

報告第 4号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第 5号	農地等の形質変更届出について
報告第 6号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。  (挨拶)  それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は10番黒川委員と13番田中委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は3番 岩橋 重幸委員、14番 梶原 賢治委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕  について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 通年</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第5号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第6号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。  それでは、議事に入ります。  議案第5号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第5号	農地法第5条の申請について	2件	議案第6号	農地法第4条の申請について	1件	議案第7号	農地法第3条の申請について	3件	議案第8号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について			利用権設定 通年	2件		農地中間管理事業	1件	議案第9号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	1件	報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第5号	農地等の形質変更届出について	1件	報告第6号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1件
議案第5号	農地法第5条の申請について	2件																													
議案第6号	農地法第4条の申請について	1件																													
議案第7号	農地法第3条の申請について	3件																													
議案第8号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																														
	利用権設定 通年	2件																													
	農地中間管理事業	1件																													
議案第9号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	1件																													
報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																													
報告第5号	農地等の形質変更届出について	1件																													
報告第6号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1件																													
事務局	<p>議案第5号 3番についてご説明します。  議案は1ページになります。  図面は1ページから5ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が貸駐車場として使用するための申請です。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>																														

事務局	<p>続きまして、議案は1ページ、4番になります。          図面は6ページから9ページです。          申請地は〇〇〇〇地区です。          譲受人が資材置場として使用するための申請です。          農地区分は第3種農地。          許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第5号 については以上2件です。</p>
議長	それでは3番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	本人がうちに見えられました。現地を見たところ、上は水田でしたが隣には影響ないと思いました。生産組合長さん、区长さんも判を押されており、私も問題ないと思いましたので、判を押しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	場所は〇〇〇の裏あたりです。この辺りは〇〇〇が水田をほとんど買っているところになります。ここは資材置場を造るという申請です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 について説明します。</p> <p>議案第6号 3番についてご説明します。          議案は2ページになります。          図面は10ページから11ページです。          申請地は〇〇〇〇地区です。          申請人が植林として使用するための申請です。          農地区分は第2種農地。</p>

事務局	許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第6号 については以上1件です。
議長	3番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地の方は作付けはされていませんでしたが綺麗に管理されていて、耕作はできる状況ですけれども、高齢になられたので労働力不足ということで植林して管理しやすいようにしたいとのことでした。排水も地下浸透で問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの同意されておりました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	図面を見ていたら申請地の4筆の間に土地があるみたいですが、植林に問題ないですか。
事務局	間が空いているから問題があるということはなく、一つの申請で土地が繋がっていないかならならないということはないです。
○番委員	山になれば、その間の土地に陽が当たらないかなと思ひまして。
事務局	間の土地は農地ではなくため池となっていますので、周辺の農地に影響はないところになっています。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第7号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号 3件について御説明いたします。  議案は3ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。  議案第7号 については以上3件です。
議長	議案第7号 について議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。  <なし>

議長	<p>特に無いようですので、議案第7号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年2件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の4ページに明細書を、5ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が2名、貸付人が2名で、面積は田が11,553㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第8号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第8号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第8号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の6ページに明細書を、7ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>これは利用権設定として令和5年12月5日開催農業委員会議案第53号で承認された利用権設定に関連するものです。今回、追加で申請されたものです。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第8号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第8号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第8号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、御説明いたします。</p> <p>議案は8ページから12ページです。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定によりまして、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法について定めるようになっております。</p> <p>また、同法第7条第3項では、指針を定める場合は、農地利用最適化推進委員の意見を聴くとされておりますので、1月の合同研修会において指針案を提示させていただき、御説明させていただいたところです。伊万里市農業委員会では、平成29年12月に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に策定しております。委員の改選期である3年毎に見直しを行うこととなっておりますので、令和2年に1度見直しを行っております。今年度も改選期であるため、見直して策定するものです。</p> <p>これを踏まえまして、伊万里市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針として制定してよろしいか提案をいたします。</p> <p>議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については以上です。</p>
議長	<p>議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>サポートシステムは機能しているのですか。</p>
事務局	<p>現在は、移行期間でありサポートシステムと農地台帳システムと同時並行で行っている状況です。</p>
○番委員	<p>企業参入とは、どういう企業ですか。</p>
事務局	<p>農地所有適格法人の要件を満たした法人になります。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については承認を戴きました。</p>

議長	<p>議案についての審議は以上になります。          続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 について御説明します。          議案は13ページから14ページになります。</p> <p>4件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第4号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第5号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 について御説明します。</p> <p>議案の15ページ 1番になります。          図面は12ページから15ページになります。          申請地は〇〇〇〇地区です。          嵩上げをして、野菜を作付け畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第5号 については以上です。</p>
議長	<p>1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この辺一帯はほとんど地目は田んぼであっても、嵩上げされている所ばかりで、今回の田んぼが唯一残っているところです。面積も広いので埋め立てるのに2～3年かかるとのことでした。隣の田んぼもすでに嵩上げされています。排水も問題ないです。以上です。</p>
議長	<p>報告第5号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>



事務局	<p>報告第6号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、16ページになります。</p> <p>これは所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第6号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第2回農業委員会会議を閉会します。</p>